

## 新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の基準について

学校関係者に新型コロナウイルス感染症検査陽性反応者が確認された場合の学級閉鎖等の基準について、令和3年8月27日に出された文部科学省のガイドラインを参考にして下記のとおり定め、令和3年8月30日に市立小中学校に周知した。

### 記

#### 1 学級閉鎖等の基準

##### (1) 学級閉鎖

陽性反応者判明後、以下のいずれかに該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高いと認められる場合、学級閉鎖を実施する。この場合の閉鎖期間は数日から7日程度を目安として判断する。

- ①陽性反応者の感染可能期間（発症している場合は発症2日前以降の期間、無症状の場合は検査日の2日前以降の期間）に、同一の学級において、手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策（マスクの適切な着用）なしで、陽性反応者と15分以上の接触（会話など）があった者が確認された場合。
- ②同一の学級において、関連する複数の陽性反応者が判明した場合。
- ③同一の学級において、陽性反応者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合。
- ④同一の学級において、1名の陽性反応者が判明し、関連する複数の濃厚接触者が特定された場合。
- ⑤その他、教育委員会で必要と判断した場合。

##### (2) 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高いと認められる場合、学年閉鎖を実施する。この場合の閉鎖期間は5日～7日程度を目安として判断する。

##### (3) 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高いと認められる場合、学校全体の臨時休業を実施する。この場合の閉鎖期間は5日～7日程度を目安として判断する。

#### 2 運用

学校から陽性反応者の判明の報告を受けた後、教育委員会が学校にヒアリングのうえ、上記の基準により、学級閉鎖等の要否、対象、期間を決定して、学校に伝達する。学校は教育委員会からの指示に基づき、保護者にメールを配信する。

#### 3 その他

給食費返金のルールについては、インフルエンザ等による学級閉鎖と同様の取扱いとする。